

独立行政法人国立印刷局の令和2年度評価結果の反映状況

令和2年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和3年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和4年度事業計画等への反映状況(※3)
<p>1 重大な不正・不法行為が発生したことを受けて、再発防止に万全を期すため、コンプライアンス遵守の徹底等に取り組まなければならない。</p>	<p>Ⅶ-1-(2) コンプライアンスの確保</p> <p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組</p> <p>令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、取組状況を通貨当局に報告した(令和4年3月)。</p> <p>具体的な取組は、次のとおりである。</p> <p>(サービス監察)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度のサービス監察の基本方針及びサービス監察計画を策定するとともに、サービス監察業務を専門的に行う理事長直属の専任の監察官(首席監察官、監察官及び副監察官)等5名を本局に配置した(4月)。 ・ 本局の専任者と各機関の監察官等(併任者)との間で、サービス監察の基本方針及びサービス監察計画、サービス監察業務等の知識を共有し、サービス監察業務を円滑に遂行するため、監察官等打合せ会を開催した(4月)。 ・ 令和3年度サービス監察計画に基づき、監察官等が本局及び各機関を巡回し、管理者(定期監察対象者等)を対象にサービス監察体制、職員との個別面談及び定期監察の内容等について説明を行った(4月～6月)。 <p>また、巡回説明に併せて、非違行為の発生防止に関する取組として、管理者を対象にサービス監察導入の背景について首席監察官による講話を行った(4月～6月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の職場や私生活の実態を把握し、職員が日 	<p>【令和3年度事業計画に反映】</p> <p>不祥事案件を踏まえ、速やかにコンプライアンス遵守を図る観点から、再発防止の徹底を図るための取組について、以下のとおり令和3年度事業計画に反映した。</p> <p>Ⅶ-1-(2) コンプライアンスの確保</p> <p>② 令和2年度に発生した不祥事案件を踏まえた再発防止のための取組を確実に実施し、その取組状況を通貨当局に報告します。</p>

令和2年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和3年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和4年度事業計画等への反映状況(※3)
	<p>頃から留意すべき事項の再認識を図ることを目的に、35歳以下の職員（1,011名）を対象に個別面談を実施した（5月～2月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 部下職員のサービス管理及び問題点の把握状況並びに部下職員に対する指導状況を確認するため、定期監察（予防監察）として、管理者（141名）を対象に面談を実施した（11月～12月）。 職員との個別面談及び定期監察の実施結果について、役員、本局各室部長及び各機関長に報告を行った（令和4年3月）。 <p>（コンプライアンスの遵守）</p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス・ホットラインの周知徹底 コンプライアンスに関する職員の相談窓口として設置している「コンプライアンス・ホットライン」について、窓口設置の趣旨、連絡先等をコンプライアンス意識調査結果の資料による説明、階層別研修実施時の説明、コンプライアンス便りへの掲載(毎月)等を通じて、職員への周知徹底を図った。 コンプライアンス意識の啓発 コンプライアンスに関する事例とその解説を記載した「コンプライアンス便り」等において、業務外の内容も含めて作成し、職場ミーティング、研修等に活用し、各機関においてコンプライアンス意識の啓発に取り組んだ。 コンプライアンスの基本方針、コンプライアンス・ホットラインの連絡先等を記載した三角スタンドを作成し、各職場に配布するとともに、コンプライアンス・ホットラインに関する連絡 	

令和2年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和3年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和4年度事業計画等への反映状況(※3)
	<p>先等を記載した意識啓発ポスターを各職場に掲示した (7月)。</p> <p>コンプライアンス週間の取組として、SNS等の身近なツールをきっかけとした犯罪等をテーマに各職場で職場ミーティングを実施した。職場ミーティングの際には、コンプライアンスに関する唱和を実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。また、若年層職員を対象にSNS等で陥りやすい事例に関する研修資料を配布し、自己学習するとともに、管理者から意識付けを行った (7月)。</p> <p>重大な非違行為案件等が発生した際に、職員の携帯電話等に対して注意喚起メールを一斉送信し、迅速かつ網羅的に注意喚起をできるように取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス・マニュアルの改訂 国立印刷局コンプライアンス・マニュアルについて、法令遵守の重要性に関する内容を追記し、全職員に配布した (7月)。 ・ コンプライアンスに関する職員意識調査の実施 コンプライアンスに関する職員への意識付けや取組の効果を把握するため、全職員を調査対象に「コンプライアンスに関する職員意識調査」を実施し、各対策の取組の効果を確認した (11月)。 また、当該職員意識調査の結果を集計・分析するとともに、経営層と機関幹部が出席する会議を開催し (令和4年2月)、意見交換を通じて問題意識等を共有した。あわせて、令和4年度以 	

令和2年度評価における課題、改善事項 (※1)	令和3年度業務運営の改善への反映状況 (※2)	令和4年度事業計画等への反映状況(※3)
	<p>降の取組に反映するため、関係部門と当該分析結果を共有し、改善すべき事項を整理した。</p> <p>(研修の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不祥事案件の再発防止を図るため、階層別研修の科目に「不祥事防止」を追加し講義を行うとともに、若年層の職員に対してコンプライアンスの重要性を再認識させ、不祥事の防止を図ることを目的に「コンプライアンス意識向上研修」を実施した(令和4年3月)。 	
2	<p>労働災害の発生状況及び労働災害に起因し労働基準監督署から是正勧告を受けたことに対し、労働災害の再発防止に取り組むとともに、指導・教育の徹底を図る必要がある。</p> <p>VII-5-1) 労働安全の保持</p> <p>令和2年度に小田原工場で発生した労働災害に対する労働基準監督署からの是正勧告を踏まえた是正・改善措置を受けて、同種の設備を保有する岡山工場においても、既に講じている類似災害防止策(立入制限区域に侵入防止用チェーンの設置、継続的な安全教育、定期的な安全点検等)に加えて、小田原工場で行った是正・改善措置(停止スイッチ、警告灯の設置等)の導入に向けて手続を進めた。</p>	<p>労働基準監督署から是正勧告を受けたことを踏まえ、再発防止の徹底を図るための取組について、以下のとおり令和4年度事業計画に反映した。</p> <p>VII-5-1) 労働安全の保持</p> <p>職場環境整備に資する計画に基づき、危険予知に関する教育をはじめとした安全衛生教育の更なる徹底を図るとともに、安全作業基準の点検や必要に応じた改正等を通じて労働災害につながる危険・有害要因の排除に取り組み、重大な労働災害の発生を防止し、安全で快適な職場環境づくりに取り組みます。</p>

※1 国立印刷局の令和2年度の業務実績に関する評価書(令和3年8月27日付け財務省理財局)から該当箇所を抜粋した上で記載する欄。

※2 令和3年度の業務実績に関する自己評価書に基づき記載する欄。

※3 令和4年度事業計画等から該当箇所を記載する欄。